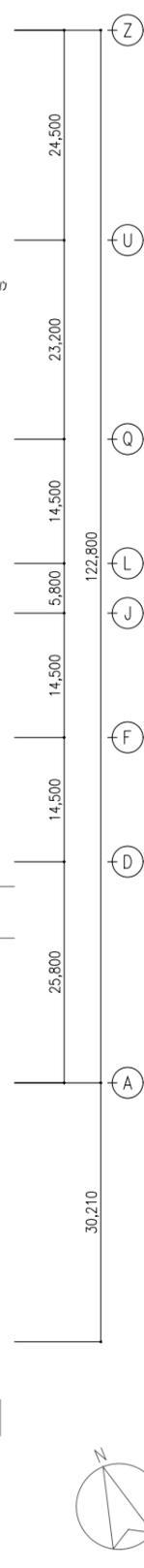
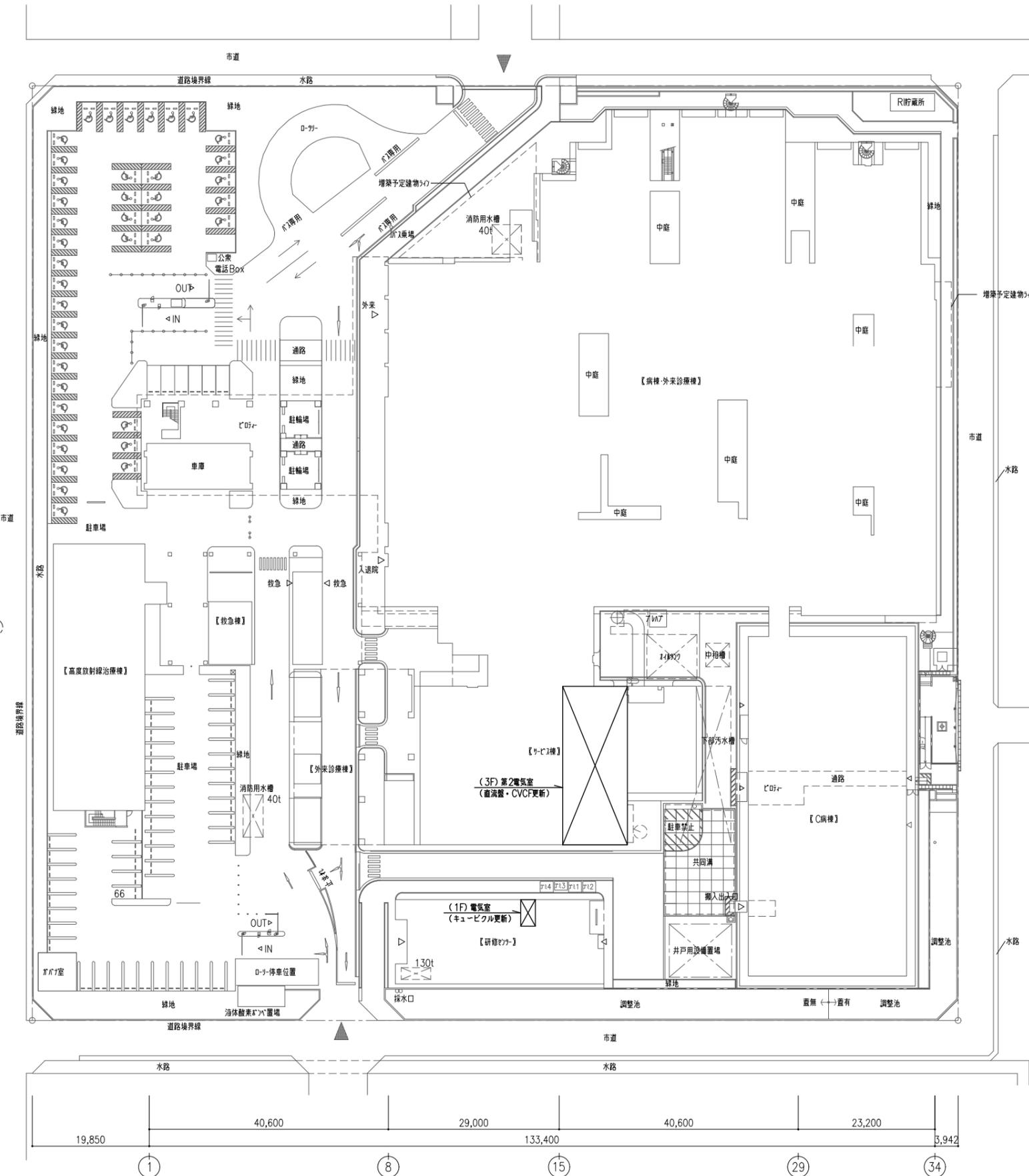




項目	特記事項	項目	工事別特記仕様書	
27 工用電力、水等	・本工事に必要な工用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。 ○市支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。	① 研修棟受変電設備更新工事	※屋内キュービクル更新 既設キュービクル 4面体 受電遮断器 00B 動力変圧器 モールド6.6kV/210V 150kVA 電灯変圧器 油入 6.6kV/210-105V 75kVA×2 コンデンサー 油入 30kVA 上記キュービクル撤去及び廃棄処分工事 ・変圧器はPCB微量含有検査済みで、結果「良」と判定 ・撤去経路が狭いため、1面単位で撤去する必要がある。	暴力団等不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市告示第28号) 第3条又は第4条の規定により、四日市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。
28 産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税特種明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。		新設キュービクル 3面体 消防認定キュービクル 受電遮断器 VCB 7.2kV 600A 12.5kA 手動式 動力変圧器 油入 6.6kV/210V 150kVA 超高効率型 電灯変圧器 油入 6.6kV/210-105V 75kVA 超高効率型 コンデンサー 油入 30kvar リアクトル 6%	<現場代理人に関する事項> 工場製作期間中に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 <随時検査> 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。
29 工事の保険	○建設工事保険 (管理財物担保特約に加入)(保険証券の写しを提出) ○請負業者賠償責任保険(保険証券の写しを提出) 加入期間は工事期間を原則とする。(必要に応じて延長するものとする。)		上記キュービクル撤去及び廃棄処分工事 ・既設高圧ケーブルは再使用するため、引込端子台の位置を考慮する。 ・既設チャンネルベースを再使用し、キュービクルは2面から3面になるため右1面分は編組板にて補修する。 ・キュービクル更新は2日間で実施し、工事期間中の仮設は不要とする。	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。  (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。))は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。))は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。))第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報(適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。))を取り扱う場合においては、下記条文を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市(以下「甲」という。))は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供の場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等(以下「資料等」という。))を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9条において同じ。))を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等)を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる断断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
30 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ・法定外労災補償制度 (加入証明書を提出) 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額(消費税含む)の0.5/1000 以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。 工事請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報(DORINS)の登録手続きを行うこと。	② 第2電気室 無停電装置更新工事	※防災センター・中央監視盤用VCF更新 既設VCF 50kVA(旧電算用) 蓄電池HS200A 120セル 既設VCF 20kVA(防災センター・中央監視盤用) 交流入力 420V 直流入力 100V  新設VCF 15kVA(防災センター・中央監視盤用) 交流入力 420V バイパス入力 1相200V 停電補償時間 10分 蓄電池 MSE(長寿命) 50 180セル 1,900W×7500×1,700H VCF本体850W・入出力盤400W・蓄電池盤650W  既設旧電算用VCF撤去及び蓄電池HS200AH 120セル撤去・廃棄処分工事 上記撤去場所に新設VCF搬入据付工事 交流420V入力ケーブルは既設使用とし、不足分は直ジョイントを行う。負荷ケーブルも同様。 バイパス入力1相200Vは新たに電灯盤①予備ブレーカー100Aよりケーブルを配線する。 新VCFに切替後既設VCF20kVAを撤去撤出工事。直流入力ケーブルCV150sq-2C撤去工事	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。  (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。))は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。))は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。))第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報(適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。))を取り扱う場合においては、下記条文を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市(以下「甲」という。))は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供の場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等(以下「資料等」という。))を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9条において同じ。))を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等)を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる断断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
31 工事実績情報の登録	工事請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報(DORINS)の登録手続きを行うこと。	③ 第2電気室 直流電源装置更新工事	※直流電源装置及び蓄電池更新 既設直流電源装置 整流器200A 出力 非常灯 700A (予備) 400A 制御用 225A  既設蓄電池 HS 1,200AH×54セル 架台 上記直流電源装置撤去及び既設蓄電池撤去・廃棄処分工事  新設直流電源装置 1,000W(側板×50)×2,300W×2,300H 整流器 200A シリコンドロッパー 150A 交流入力 420V  新設蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池 長寿命MSE 700A 54セル 架台 388W × 2,580L 架台 388W × 2,752L  上記直流電源装置及び蓄電池搬入据付工事 ・直流電源装置～蓄電池及び蓄電池間のケーブル更新を行う。 FP500sq-1C×2 → FP250sq-1C×2 ・直流電源装置～直流盤2間のケーブル更新を行う。 直流電源装置～直流盤① バスダクト1200Aは既設使用 直流電源装置～直流盤② FP100sq-2C 更新時に仮設が必要な場合別途予算計上とし、今回本工事に含まない。 ※第2電気室 無停電装置更新後に実施する。 (VCF直流入力電流は含んでいないため)	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。  (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。))は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。))は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。))第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報(適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。))を取り扱う場合においては、下記条文を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市(以下「甲」という。))は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供の場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等(以下「資料等」という。))を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9条において同じ。))を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等)を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる断断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
32 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 なお、準備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。	④ メーカーリスト	機 器 無停電装置 サンケン GSユアサ 古河電池 富士電機 直流電源装置 サンケン GSユアサ 古河電池 富士電機 蓄電池 GSユアサ 古河電池 新神戸電機 キュービクル 中立電機 因幡電機 大日製作所 電線・ケーブル 住電日立 昭和電線・パナソニック フジクラ 古河電気工業	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。  (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。))は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。))は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。))第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報(適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。))を取り扱う場合においては、下記条文を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市(以下「甲」という。))は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供の場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等(以下「資料等」という。))を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9条において同じ。))を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(記録された資料等)を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる断断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
33 監督職員事務所	・設けない ・設ける			
34 完成時の提出図書	監督職員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図 (竣工図(修正済みの設計図) + 施工図) ○ 完成図 CADデータ PDFデータ (CD-R) ○ 完成図 (A4版に製本したもの) ・ 完成図 (機械設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部) ○ 保全に関する資料等 2部 ○ 工事写真(紙、CD-R)			
35 発生処理	・引渡しを要するもの  ○ 引渡しを要するもの以外  構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。  ○ 特別管理産業廃棄物 ・ (PCB使用機器) PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ○ PCB未検査機器 : コンデンサー、油遮断器 PCB未検査機器は、含有検査を行い監督職員に報告のうえ、関係法令に従い適切に処置する。			
36 工事記録	・再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさにA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。			
37 鋼製電線管	特記なき鋼製電線管(19.25...75)の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管(E19、E25...E75)を使用してもよい。			
38 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。			
39 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定の上、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。 タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。 配線器具(スイッチ、コント)他)の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。 使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば、可とする。			
40 タンブラスイッチ				
41 配線器具等				
42 機器仕様				
43 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、PF管(単層管)の波付管以上を使用する。			
44 位置ボックス	位置ボックスは金属製とし、電力用には接地を施す。			
45 最上層の埋込配管	最上層の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。			
46 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。			
47 自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。			
48 地中配線の埋設深さ等	地中配線の特記なき埋設深さは、0.6m以上とする。 高圧、特別高圧以外の地中配管にも埋設標準シート(2倍)を ・設ける ・設けない			
49 施工条件・・・	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1. 施工可能日 ○土、日曜日、祝日施工有り(研修棟受変電設備) ・指定なし ・その他( ) 2. 施工可能時間帯 ・指定有り( 時～ 時) ・指定なし			
50 地中配線の埋設標準	構内線路における埋設標準の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ・鉄製( 箇所) ・コンクリート製( 箇所)			
51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。			
52 一般照明の照度測定	一般照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。			
53 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。			

設計番号	20012	工事名	研修棟受変電設備ほか更新工事	概尺	A1: -	02 電
図面名			特記仕様書2	A3: -		
			代表取締役・管理棟長 深尾元詞 一級建築士 第147497号			

KBM東京湾中水位 +5,497  
 SGL=KBM+503=6,000

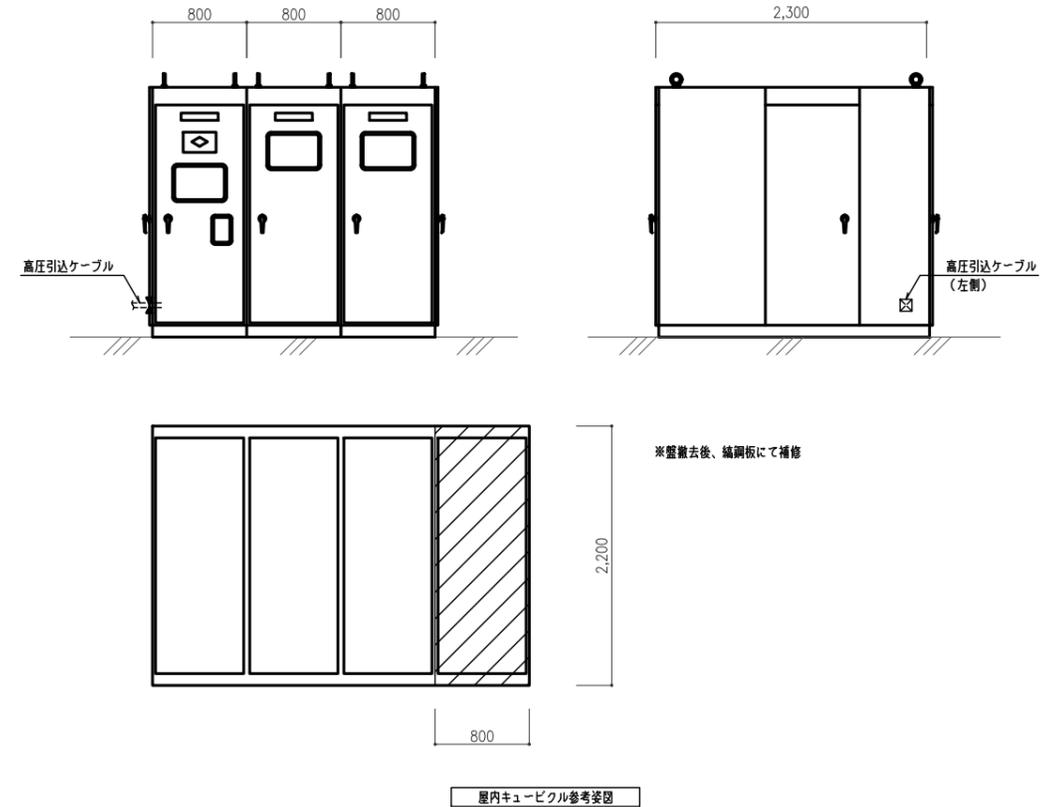
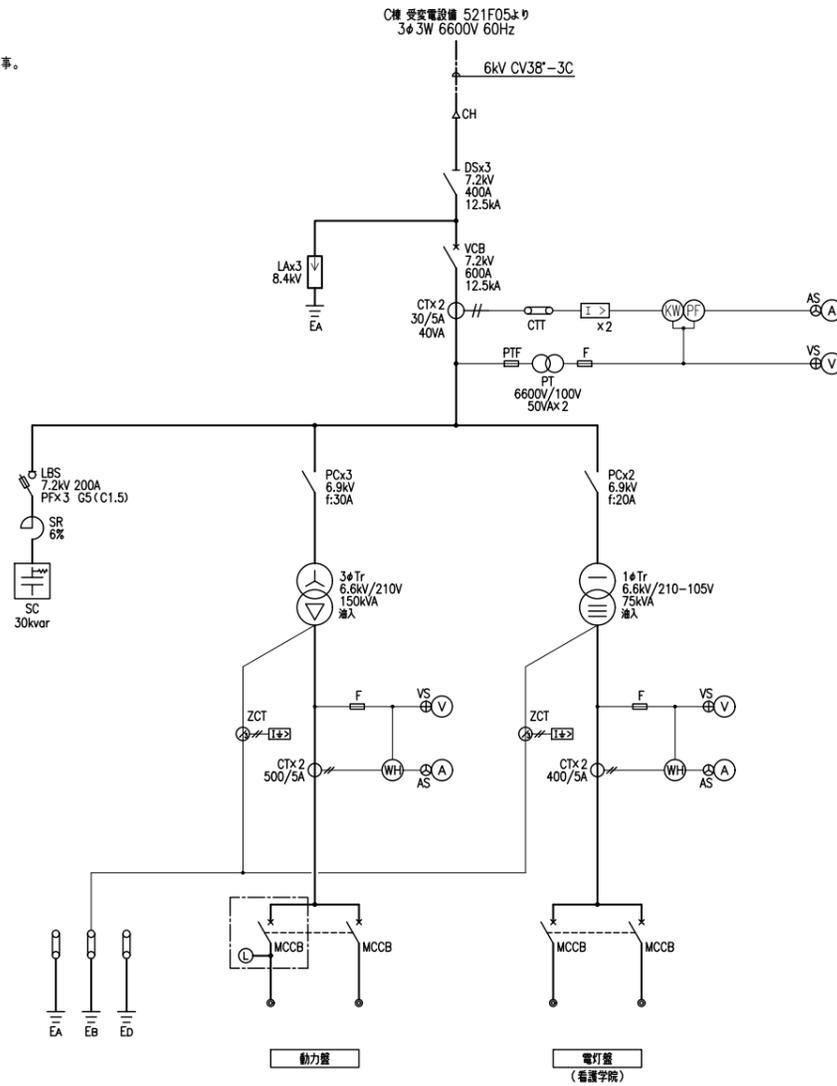


設計番号 20012	工事名 研修棟受変電設備ほか更新工事	縮尺 A1:1/400 A3:1/800	03 電
図名 配置図		代表取締役・管理建築士 深尾元詞 一級建築士 第147497号	



注記)

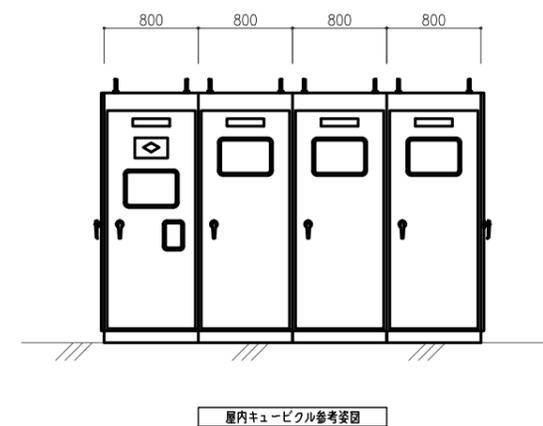
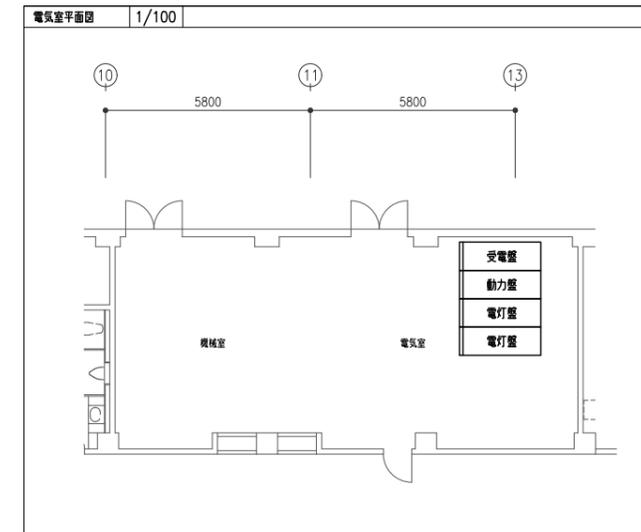
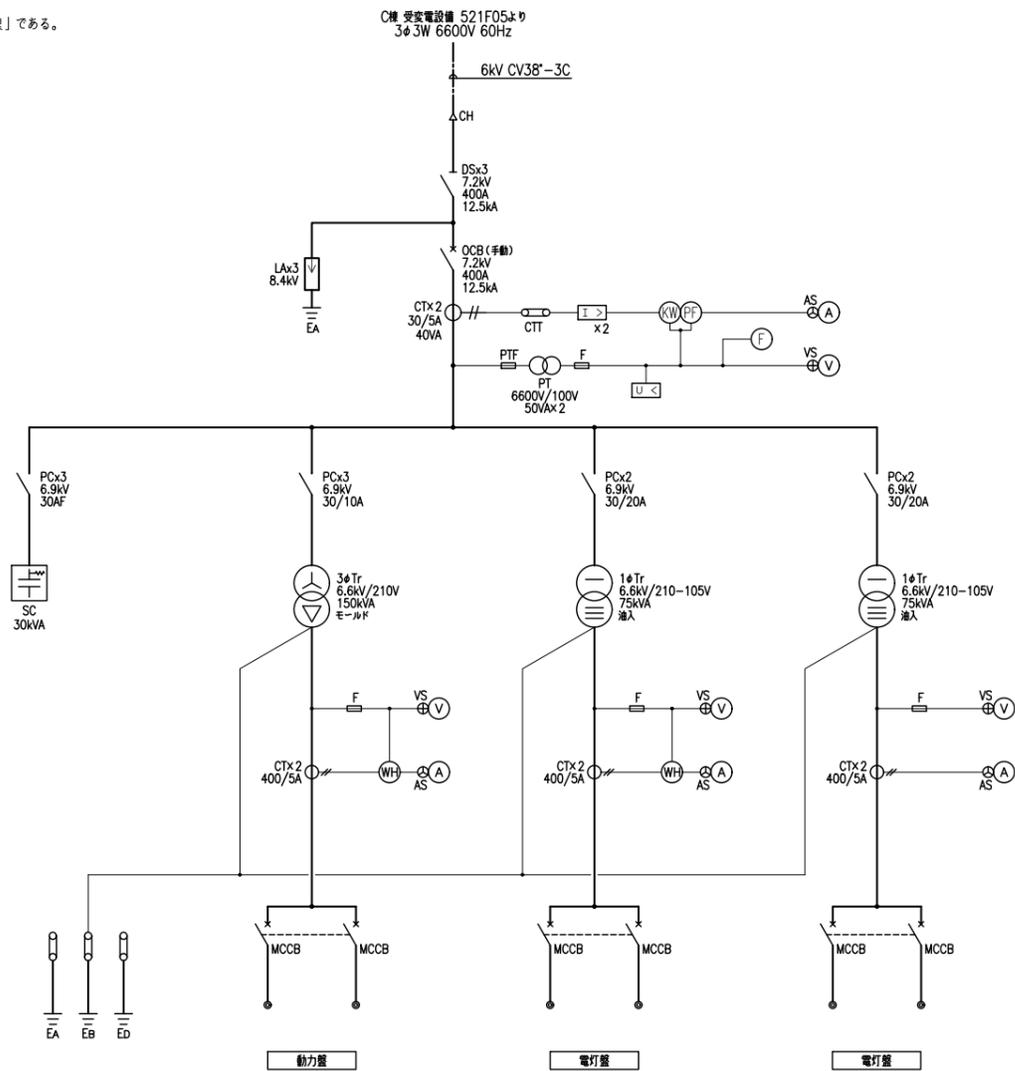
1. 消防認定屋内キュービクルとする。
2. 盤は1面単位とする。(搬入経路が狭いため)
3. 受電高圧ケーブルは既設使用するため、高圧引込端子の位置を考慮する事。
4. 4面体を3面体に変更するため、右1面分は編調板にて補修する。
5. 低圧幹線は各回路とも1mの電線を準備しておく事。
6. 変圧器は油入超高効率型とする。
7. 施工は土日又は連休時に実施し、仮設は不要とする。



屋内キュービクル参考図

盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)	盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)	盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)	盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)		
動力盤	M1	MCB3P 100/75	FP8-3C	P-A1a 消火ポンプ (隔壁・ランプ)		電灯盤	L1	MCB3P 225/175	IV80×3	L-A1, L-A2															
	M2	MCB3P 400/250	IV150×3	P-A1b, P-A3			L2	MCB3P 400/250	IV150×3	L-A3, L-A4															
	M3	MCB3P 225/150	CV60-3C	学室空調			L3	MCB3P 100/100		仮設電灯															
	M4	MCB3P 100/75	CV38-3C	4F ゆうりりエアコン			L4	MCB3P 100/100		予備															
	M5	MCB3P 50/50	CV14-3C	エレベーター			L5	MCB3P 225/150		予備															
	M6	MCB3P 100/100		仮設動力			L6	MCB2P 50/20		LGR															
	M7	MCB3P 225/125		予備			L7	MCB2P 50/20		盤内電源															

- 注記)
1. 受電油入遮断器及び変圧器のPCB微量含有検査は既に実施済みで結果「良」である。
  2. キュービクル撤去及び搬入据付・試験等は2日間に実施する事。
  3. キュービクルは1面単位ごとの搬出とする。(搬出経路が狭いため)
  4. 廃棄処分も本工事に含む。



盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)	盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)	盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)	盤名称	幹線番号	ブレーカー	幹線ケーブル	負荷名称	容量 (kVA)		
動力盤	PA1	MCB3P 100/75	FP8'-3C	P-A1a 消火ポンプ		電灯盤	LA1	MCB3P 225/175	IV80'x3	L-A1,L-A2		電灯盤	LB1	MCB3P 400/300	CV200'-3C	L-B1,L-B2,L-B3									
	PA2	MCB3P 400/250	IV150'x3	P-A1b,P-A3			LA2	MCB3P 400/250	IV150'x3	L-A3,L-A4			LB2	MCB3P 400/250	CV150'-3C	L-B4,L-B5									
	PC1	MCB3P 100/100		予備				MCB3P 100/100		予備				LC1	MCB3P 100/100	CV38'-3C	L-C1								
		MCB3P 225/125		予備			LA3	MCB2P 50/50		予備 (100V)					MCB3P 100/100		予備								
		MCB3P 225/150	CV60'-3C	字置空調				MCB2P 50/30		屋内照明電源															
		MCB3P 100/100		仮設動力				MCB2P 50/20		仮設電灯															
		MCB3P 100/75	CV38'-3C	4F ゆうりエアコン				MCB3P 100/100																	
TR 150kVA	EV1	MCB3P 50/50	CV14'-3C	エレベーター																					

1φ 15kVA 無停電電源装置 特記仕様書

- 概要 本設備は負荷設備に安定した電力を供給するためのものである。
- 品名 無停電電源装置 (UPS)
- 準拠法規・規格
  - 機器の設計、製作、試験検査に關し、本仕様書に記載なき事項については、下記の法規、規格に準拠するものとする。
  - (1)電気設備技術基準
  - (2)日本工業規格 (JIS)
  - (3)電気規格調査会標準規格 (JEC)
  - (4)日本電機工業会規格 (JEM)
  - (5)その他関係法規
- 耐震性能 本装置は、水平方向加速度  $19.6\text{m/s}^2$  (2.0G) に耐えられる設計とする。
- 設備条件
  - (1)温度及び湿度
    - 周囲の温度は  $0^\circ\text{C} \sim 40^\circ\text{C}$  の範囲で、相対湿度  $30\% \sim 90\%$  とする。
  - (2)設置場所
    - 標高  $1000\text{m}$  以下の場所に設置されるものとする。
- 機器仕様

(1) 15kVA UPS機器仕様

項目	仕様	備考	
運転方式	給電方式	商用同期常時インバータ給電方式	
	順変換方式	高効率コンバータ方式	
	逆変換方式	高周波PWMインバータ方式	
	切換方式	無瞬断	
冷却方式	冷却方式	強制風冷	
	定格	連続	
交流入力	相数・線数	三相3線	バイパス入力1φ2W
	電圧	$200 \pm 10\%$	バイパス200V
	周波数	$60\text{Hz} \pm 5\%$	
	力率	0.98以上	定格入出力時
交流出力	定格出力容量	15kVA/12kW	
	相数・線数	単相2線	
	定格電圧	200V	
	電圧精度	$\pm 1.0\%$ 以内	
	電圧調整範囲	$\pm 5\%$	定格入出力時
	定格周波数	$60\text{Hz}$	
	過渡電圧変動	$\pm 2\%$ 以内	商用停電 $\leftrightarrow$ 復電
	同上整定時間	$\pm 5\%$ 以内	$0 \rightarrow 100\%$ 負荷急変時
	電圧波形歪率	50ms以下	
	周波数精度	2%以下	線形負荷
力	商用同期範囲	5%以下	非線形負荷(注1)
	過負荷耐量	$\pm 0.01\%$ 以内	非同期時
	定格負荷率	$\pm 1\%$	$\pm 3\%$ 、 $\pm 5\%$ に設定可能
	負荷率変動範囲	125% 10分 150% 1分	線形負荷
騒音	定格負荷率	0.8(遅れ)	
	負荷率変動範囲	0.7~1.0(遅れ)	定格kW以下
	総合効率	87%以上	(注2)
騒音	60dB以下	装置前面1m高さ1m、A特性にて	

(注1) JIS C 4411-3準拠  
(注2) 効率測定値の裕度: JEC-2410-1998による

(2) 蓄電池設備

項目	仕様	備考	
蓄電池	停電補償時間	10分	$+25^\circ\text{C}$ にて
	負荷容量	15kVA	
	種類	制御弁式据置鉛蓄電池	
	形式・容量	MSE-50-12(50Ah)	保守率0.8 長寿命
	セル数	180セル	
収納方式	盤収納式		

(3) 外部警報

① バイパス給電	1a	④ バッテリ電圧低下(予告)	1a
② インバータ給電	1a	⑤ 故障	1a
③ 停電(運転時)	1a	⑥ 警告	1a

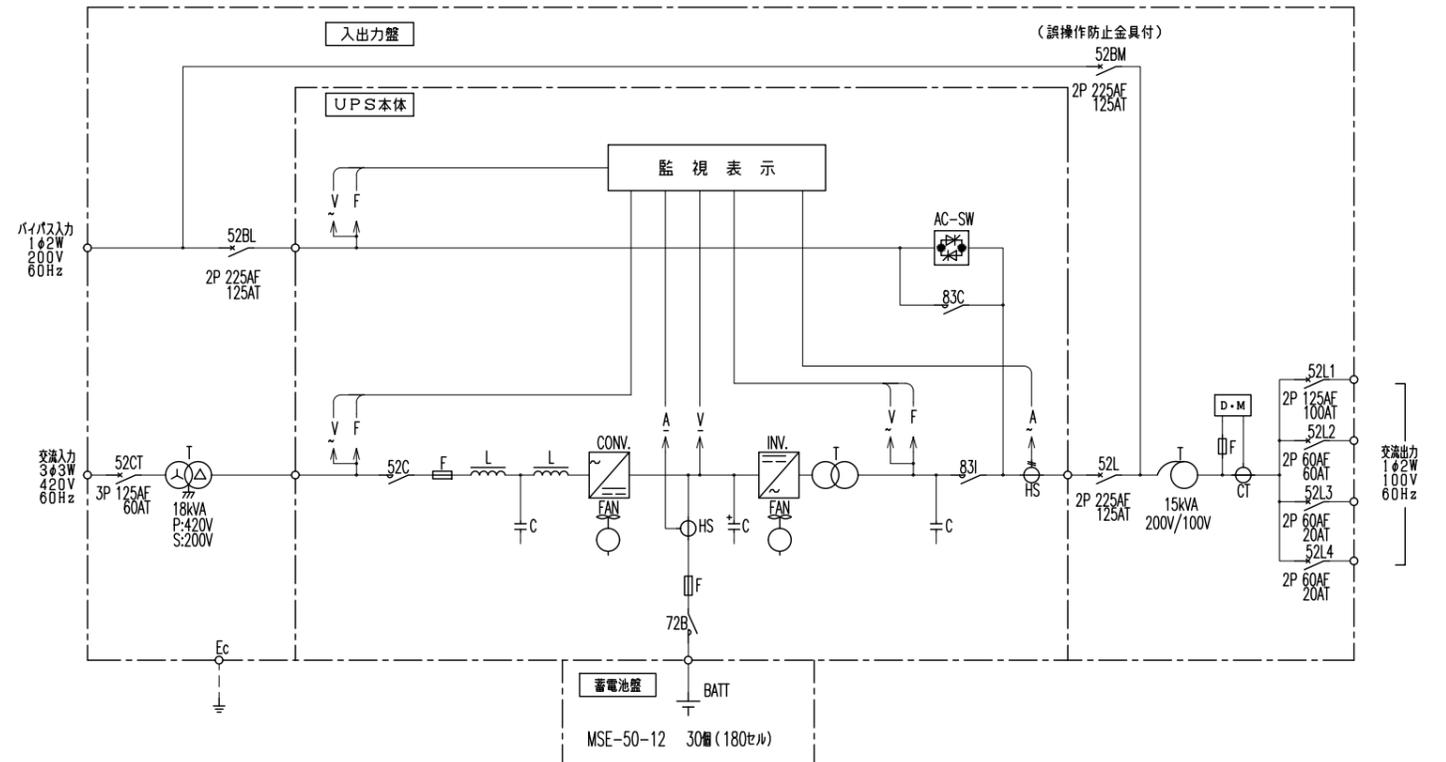
(4) 予備・添付品

・吊金具	1式
・基礎ボルト	1式

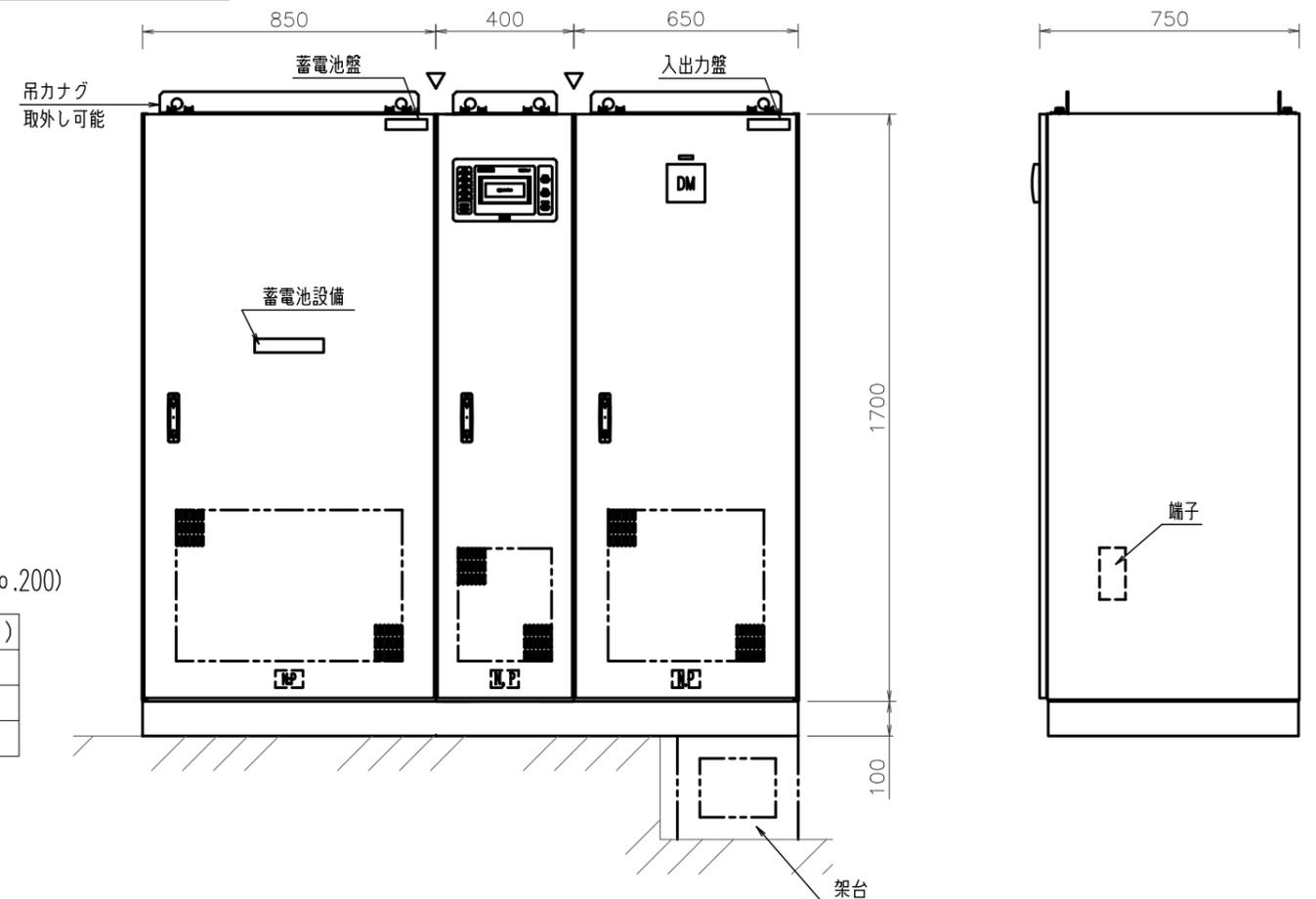
(5) UPS表示部

- 液晶表示パネルにて、計測表示、動作記録、停電記録、故障記録、累計運転時間の表示を行うものとし、履歴内容は最大100件まで表示できるものとする。
- 受電状態や運転状態は、液晶表示パネルに表示とする。

1φ 15kVA 無停電電源装置 単線結線図



1φ 15kVA 無停電電源装置 外形図

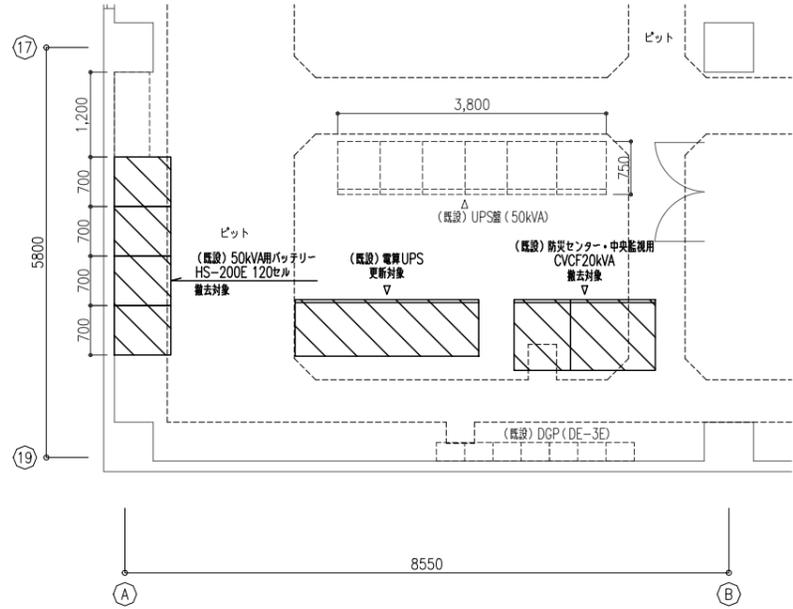


- 注1: 保守・設置スペース  
 前面: 1000mm以上  
 裏面: 50mm以上  
 天井: 500mm以上
- 注2: ハンドルA-160-A-1(キ-No.200)

盤名称	概算質量(kg)
UPS本体	390
入出力盤	450
蓄電池盤	980

現状

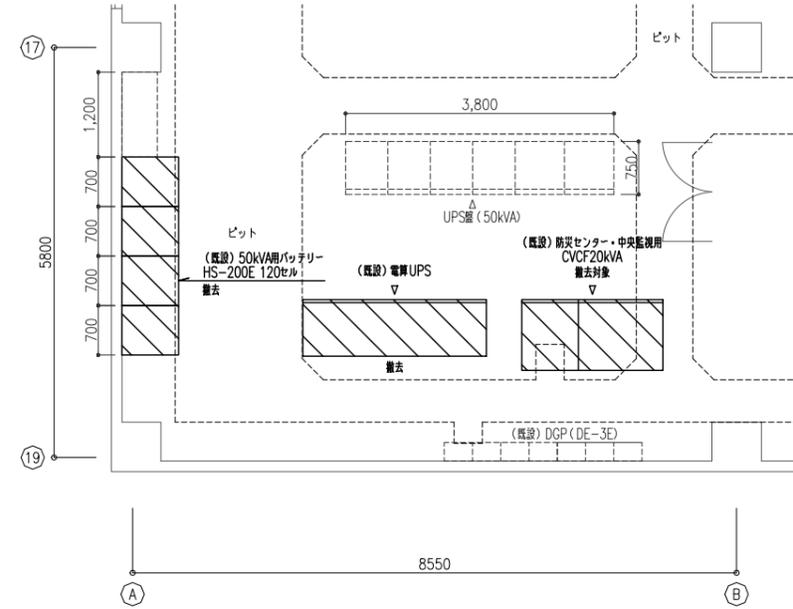
1. 図中  は、今回更新及び撤去機器を示し、破線は既設位置を示す。



サービス糖 3階 第2電気室

STEP1

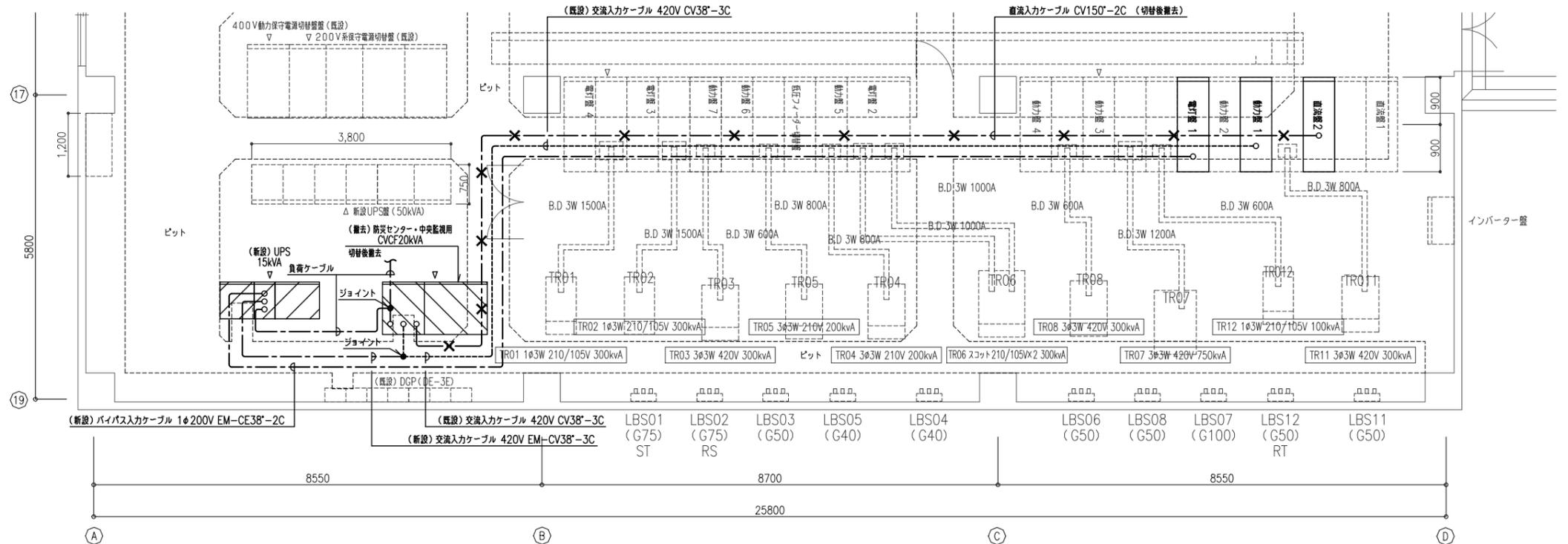
1. 既設電算UPS及び既設バッテリーを撤去する。
2. バッテリー廃棄処分も本工事とする。
3. 図中  は、今回撤去機器を示し、破線は既設位置を示す。



サービス糖 3階 第2電気室

STEP2

1. 既設電算UPSがあった場所に新設UPSを設置する。
2. 新設UPSに新設ケーブルを配線及びジョイント行う。  
(バイパス入力・ジョイント用ケーブル(入力・負荷ケーブル))  
※1 バイパス入力 EM-CE38"-2C  
交流入力 CV38"-3C  
負荷 FP60"-2C、38"-2C、8"-2C
3. 新設UPSに切替後、既設CVCF(防災センター・中央監視用)を撤去する。
4. 直流入ケーブル CV150"-2Cも撤去する。
5. 図中X印付配管配線は、撤去を示す。
6. 図中  は、今回新設機器を示し、 は撤去機器を示す。  
また、破線は既設位置を示す。
7. 新設電線・ケーブルは、すべてエコマテリアルとする。
8. 既設ケーブルとのジョイントは、プレハブ接続工法をする。



サービス糖 3階 第2電気室

設計番号	20012	工事名	研修棟受変電設備ほか更新工事	縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100	07
図名	第2電気室 無停電電源装置平面図			電		

100V200A直流電源装置 特記仕様書

- 概要 本装置はサイリスタを整流素子として使用する直流電源装置で、交流を受電して定電圧、無瞬断の高信頼度の直流電力を制御用電源として供給すると共に、バックアップ用の直流電源である蓄電池を充電するためのものです。
- 品名 直流電源装置
- 準拠法規・規格
 

機器の設計、製作、試験検査に關し、下記の法規、規格に準拠するものとする。

  - 電気設備技術基準
  - 日本工業規格 (JIS)
  - 電気規格調査会標準規格 (JEC)
  - 日本電機工業会規格 (JEM)
  - 電池工業会規格 (SBA)
  - 消防法
  - その他関係諸法規
- 耐震性能 本装置は、水平方向加速度  $19.6\text{m/s}^2$  に耐えられる設計とする。
- 設備条件
  - 温度及び湿度  
周囲の温度は  $0^\circ\text{C}\sim 40^\circ\text{C}$  の範囲で、相対湿度  $30\%\sim 90\%$  とする。
  - 設置場所  
標高  $1000\text{m}$  以下の場所に設置されるものとする。

6. 機器仕様  
(1) 100V200A 直流電源装置機器仕様

項目	単位	仕様	備考
形式		連続	
整流方式		三相純ブリッジ	
冷却方式		自然空冷	
交流入力			
相数	φ	3	
定格電圧	V	420	
電圧変動範囲	V	378~462	
周波数	Hz	60	
周波数変動範囲	Hz	±5%	
力率	%以上	70	定格運転時力率計にて
浮動充電時			
定格電圧	V	117.72	2.18V/セル
電圧調整範囲	V	114~121.5	
定格電流	A	200	
電流変動範囲	A	0~200	
最大垂下電流	A以下	240	108Vにて
均等充電電圧	V	124.2	2.3V/セル
電圧調整範囲	V	120.5~128	
定格電流	A	200	
電流変動範囲	A	0~200	
最大垂下電流	A以下	240	108Vにて
効率	%以上	80	定格入出力にて
負荷出力			
定格電圧	V	100	
電圧変動範囲	V	90~110	
定格電流	A	150	
電流変動範囲	A	15~150	

(2) 蓄電池設備

項目	仕様	備考
種類	制御弁式据置鉛蓄電池	
形式・容量	MSE (長寿命) 700AH	
セル数	54セル	
収納方式	架台	本工事

(3) 表示項目

- 受電
- 均等
- 蓄電池電圧低下
- 運転
- 整流器故障
- 蓄電池液面低下
- 浮動
- MCCBトリップ
- 蓄電池温度上昇

(4) 外部警報

- 故障一括 1a

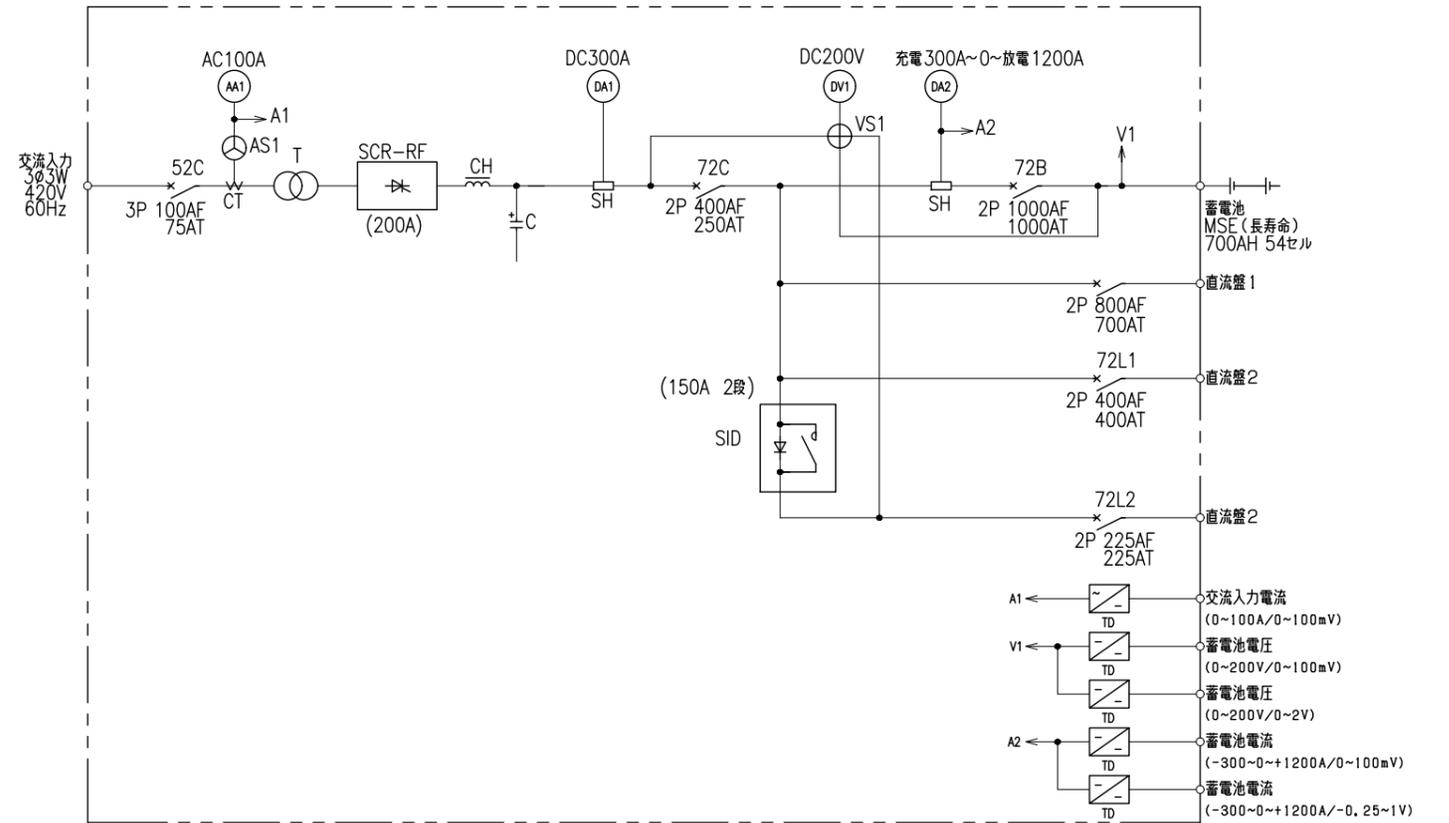
(5) 計測出力

- 交流入力電流 (0~100A/0~100mV)
- 蓄電池電圧 (0~200V/0~100mV)
- 蓄電池電圧 (0~200V/0~2V)
- 蓄電池電流 (-300~0~+1200A/0~100mV)
- 蓄電池電流 (-300~0~+1200A/-0.25~1V)

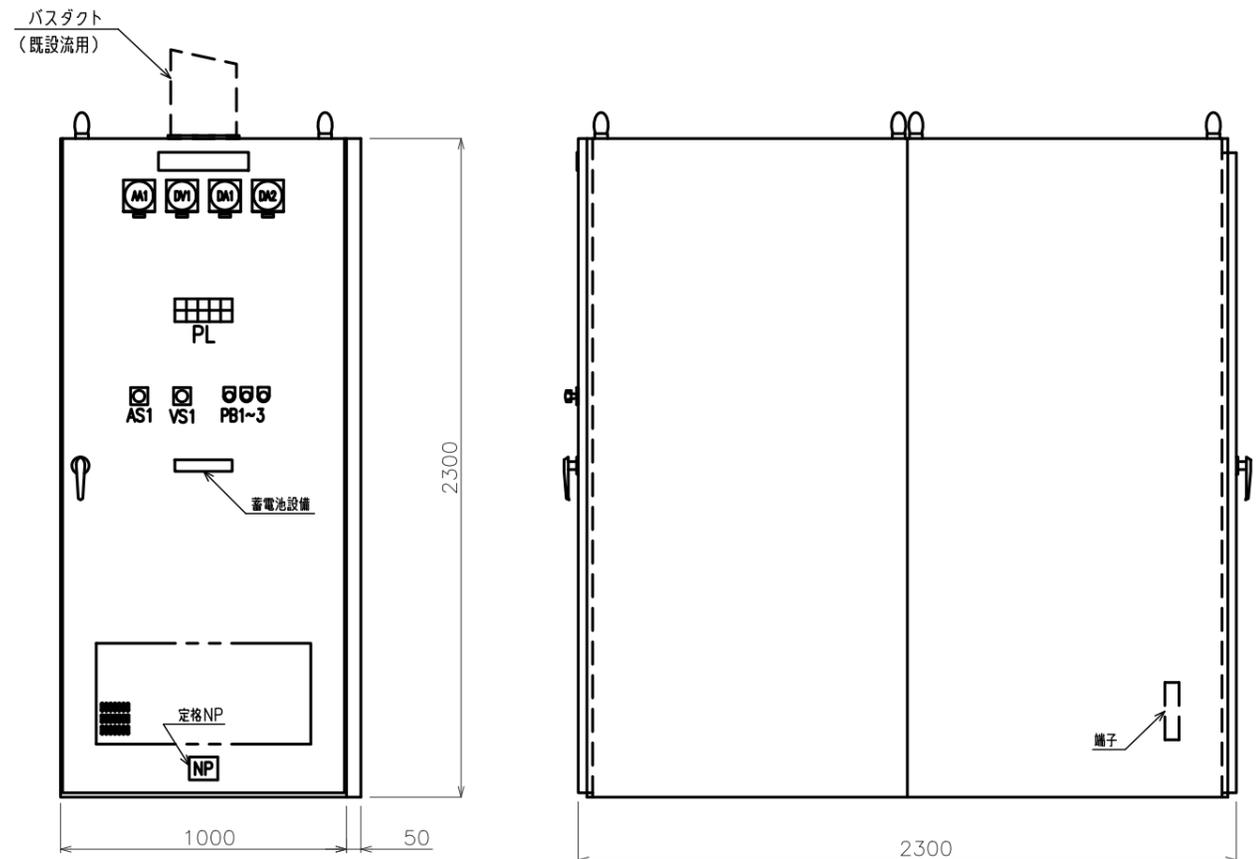
(6) 予備・添付品

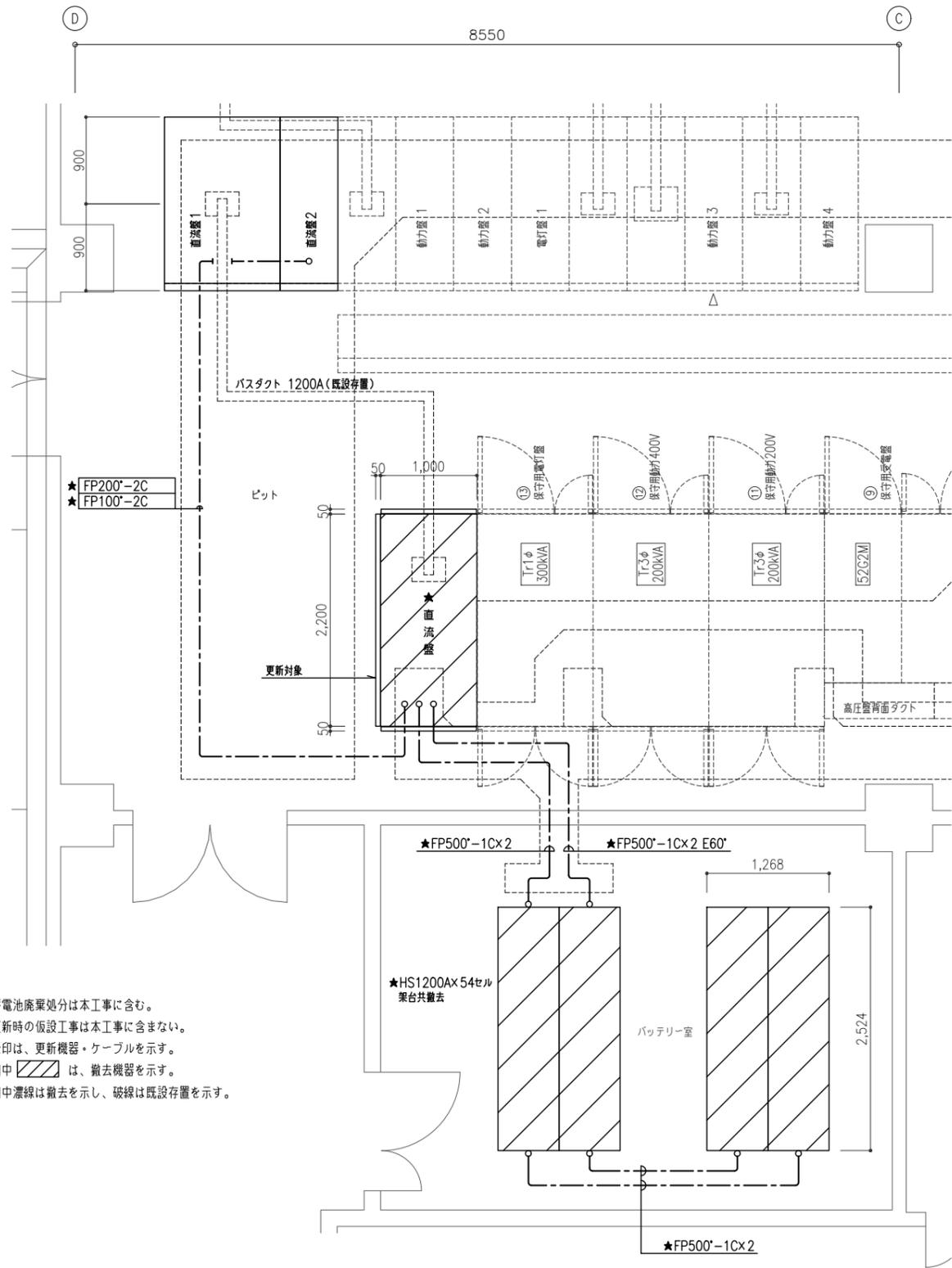
- 吊金具 1式
- 基礎ボルト 1式

100V200A直流電源装置 単線結線図



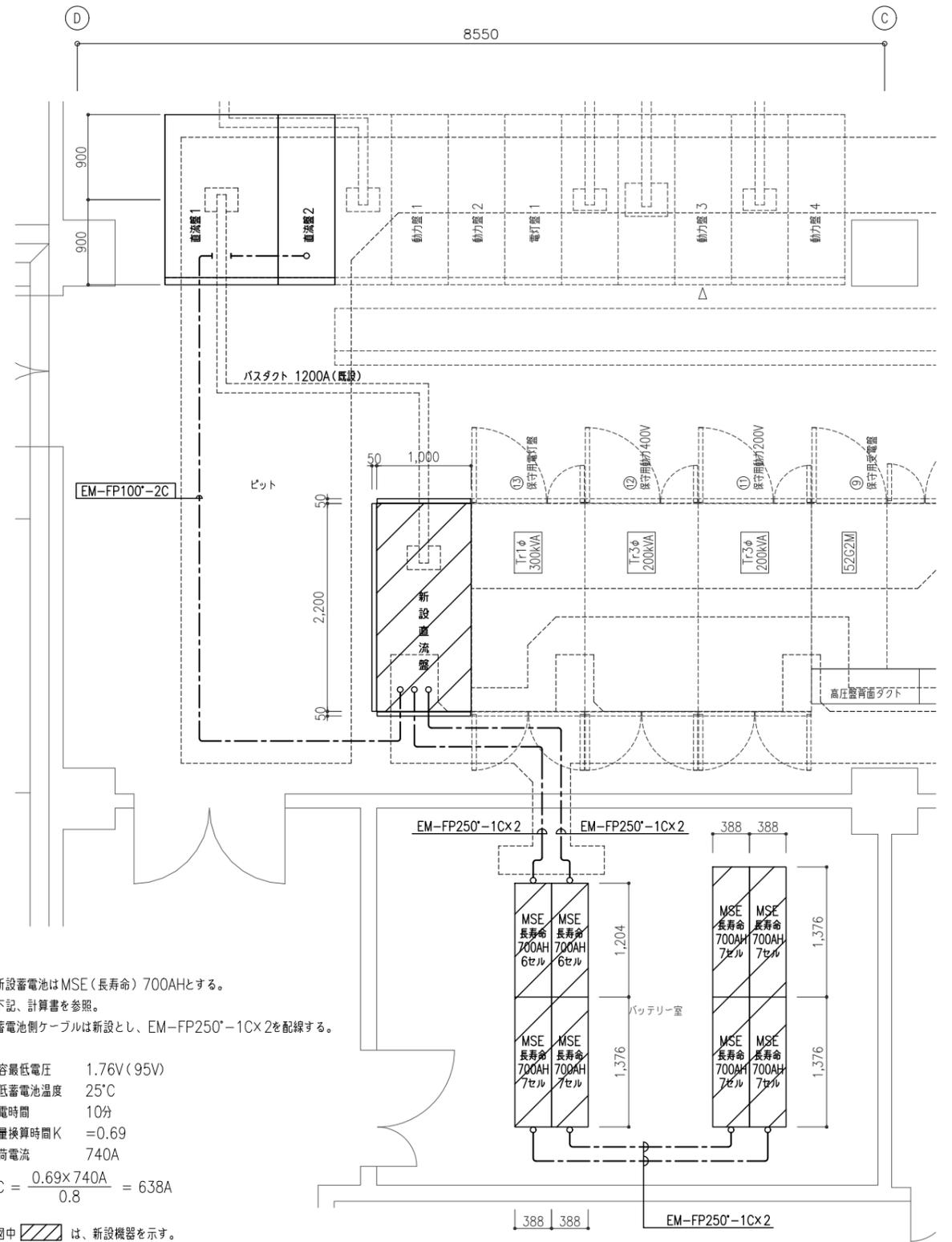
100V200A直流電源装置 外形図





- 注記)
- 蓄電池廃棄処分は本工事に含む。
  - 更新時の仮設工事は本工事に含まない。
  - ★印は、更新機器・ケーブルを示す。
  - 図中 は、撤去機器を示す。
  - 図中濃線は撤去を示し、破線は既設存置を示す。

サービス棟 3階 第2電気室・蓄電池室 S:1/60



- 注記)
- 新設蓄電池はMSE（長寿命）700AHとする。  
下記、計算書を参照。
  - 蓄電池側ケーブルは新設とし、EM-FP250\*-1Cx2を配線する。
- ・許容最低電圧 1.76V (95V)  
 ・最低蓄電池温度 25℃  
 ・放電時間 10分  
 ・容量換算時間K =0.69  
 ・負荷電流 740A
- $$C = \frac{0.69 \times 740A}{0.8} = 638A$$
- 図中 は、新設機器を示す。
  - 図中濃線は新設を示し、破線は既設存置を示す。
  - 直流盤更新に伴う既設バスダクトの接続部脱着は、本工事とする。

サービス棟 3階 第2電気室・蓄電池室 S:1/60